

【悪魔】 どこかの県知事が、教育の中で一定の体罰が認められるべきだとの考え方を示したことに、賛否両論のようですね。体罰容認の条例を作るアイデアまであるようですが、どのようにお考えになりますか？

【天使】 言語道断だ。学校教育法第11条但書は、校長及び教員が児童・生徒・学生に対して懲戒を加える手段として、体罰を加えることを明文で禁止している。

また、私人が他人の意思に反して身体に有形力を行使することが許されるのは、正当行為（刑法第35条）、正当防衛（刑法第36条）、緊急避難（刑法第37条）、現行犯逮捕（刑事訴訟法第213条）など、ごく限られた場合についてだけだ。

さらに、これらの法律は、地域によって事情が異なることはないから、特定の地域で条例を作って体罰を容認しようとしても、法的な正当性は付与されない。こんな発想が公人である県知事の口から出てくること自体、そもそも教育の置かれている危機的状况を示しているということができよう。

# 悪魔と天使の 法学入門

筑波大学准教授 星野 豊

第18話

## 体罰の是非

【悪魔】 はいはい、絶対反対だということはお尋ねする前から大体分かってました。でも、かつては何かあるとすぐ手や足が出る教員がどの学校でもいましたけど、それはどのように考えられていたんですか？ さっき挙げられた条文は遅くとも第2次大戦後すぐくらいからあつたわけでしょう？

【天使】 かつての教育現場で、学校教育法の禁止を事実上無視して体罰が行われていたことは否定できない。しかし、現在ではそのような体罰に教育上の効果が認められないことが明らかにになり、また、社会の学校を見る目も格段に厳しくなった結果、体罰の正当性は完全に否定されたといって差し支えない。

【悪魔】 確かに、暴力による統制ができるのは、相手よりも自分のほうが強い場合だけです。から、子どもが成長して腕力を付けたり徒党を組んだり、まして武器を携帯したりした場合には、体罰どころか教員の身の危険の方を心配しなけりやなりませんものね。

それにしても、県知事の発言に対して、賛成する人も少なからずいるようですが、それはなぜだとお考えになりますか？ すべての人が法律の規定を知らないということはありえないでしょう？

**【天使】** 大多数の児童生徒は体罰を受けることがほとんどなかったと予測されるから、体罰は教員が問題のある児童生徒に対してのみ正当な教育上の目的を持って行使するものだ、という前提があるのだろう。また、必要があれば「愛のムチ」として体罰を容認する風潮が社会全体に広く浸透していたためとも考えられる。

いずれにせよ、現在では到底支持することができない前提だが、自己の受けた教育内容は社会状況がどれだけ変わっても人格の一部として残っている、ということの証左でもある。だからこそ、暴力容認の人格を形成させる恐れがある体罰行使については、厳格に禁止する必要があるわけだ。

**【悪魔】** でも、事故の危険性のあるような行動については、万一事故に遭ったら体罰よりも



痛い思いをすることになるわけですから、殴つても止めさせる必要があるでしょう？ それに、現実にほかの子どもに対して悪さをしている子どもに対しては、ある程度即効性のある対処をしなければ、被害を受けた子どもの側は、かえって学校に対して不信感を持つことになりませんか？

**【天使】** 復讐と見せしめのために児童生徒を懲戒する前近代的な教育方針は、法治国家としてはふさわしくない。それに、教員が個々の局面で即時に行う判断は、すべてが正しいとは限らないから、仮に児童生徒に懲戒を与えることが必要であれば、慎重かつ適正な手続きを踏むことが要求されることは当然だろう。

**【悪魔】** よほど複雑な背景がある事件なら別ですけど、とっさの場合の判断を誤るような教員が、「慎重な手続き」とやらで本当に適正な判断ができるようになるんですか？ 体罰が絶対に必要とまでは言いませんが、体罰だから問答無用で一律禁止という考え方も、かなり極端なように思いますかねえ。